

(案)

# 会津国有林の地域別の森林計画書

(会津森林計画区)

計画期間 自 平成24年 4月 1日  
至 平成34年 3月 31日

関 東 森 林 管 理 局



この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2に基づき、法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

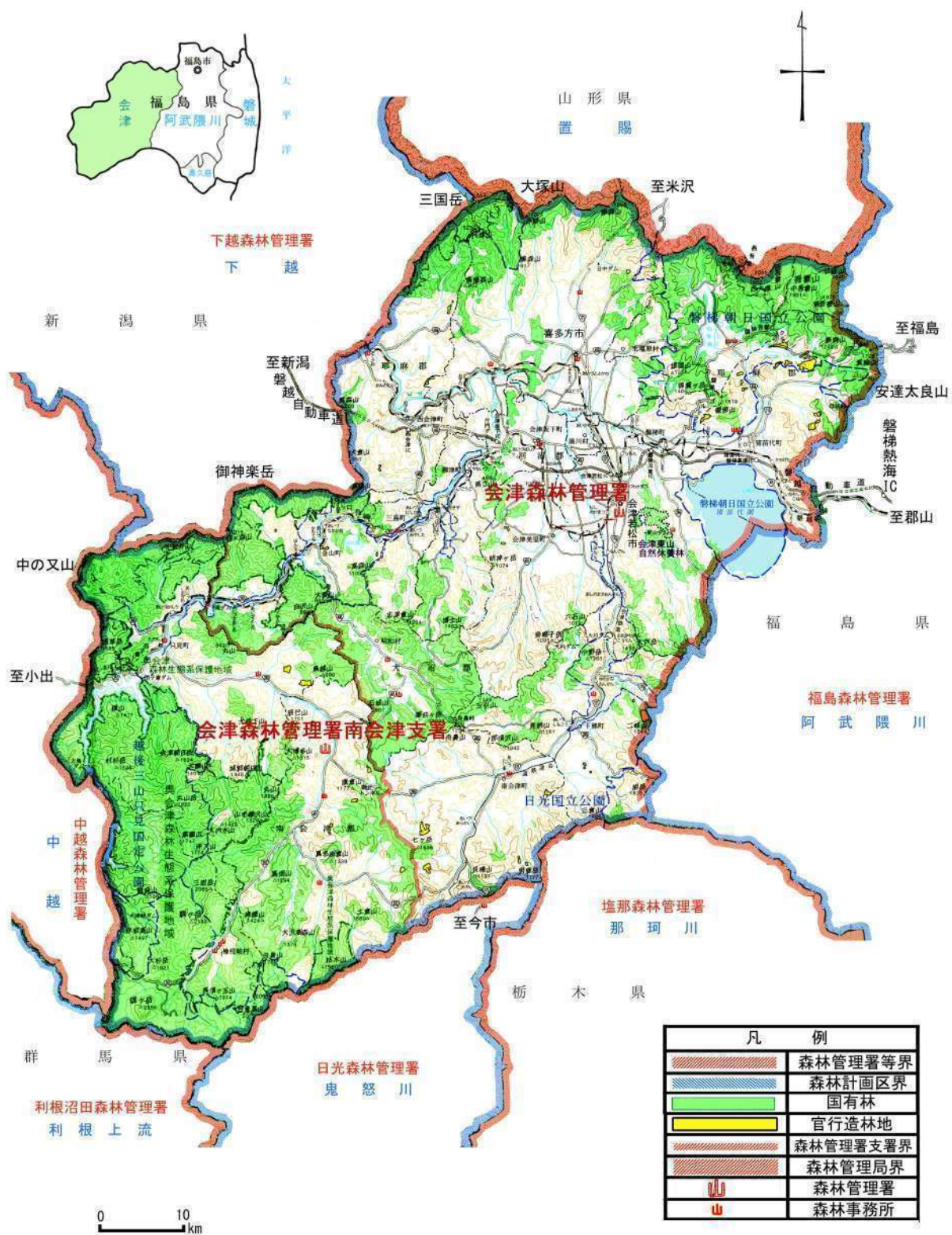
この計画の計画期間は、平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。



# 会津森林計画区の位置図





## 目 次

### I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	8

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	10
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
（1）森林の整備及び保全の目標	11
（2）森林の整備及び保全の基本方針	12
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	14
2 その他必要な事項	14
第3 森林の整備に関する事項	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	15
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	15
（2）立木の標準伐期齢	17
（3）その他必要な事項	17
2 造林に関する事項	19
（1）人工造林に関する基本的事項	19
（2）天然更新に関する基本的事項	19
（3）その他必要な事項	20
3 間伐及び保育に関する事項	21
（1）間伐の標準的な方法	21
（2）保育の標準的な方法	22
（3）その他必要な事項	22
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	23
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
（2）その他必要な事項	25
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
（1）林道（林業専用道を含む）等の開設及び拡張に関する基本的な考え方	26
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の 水準及び作業システムの基本的考え方	26
（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	26
（4）その他必要な事項	26
6 森林施業の合理化に関する事項	27
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	27
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	27
（3）林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	27
（4）その他必要な事項	27

第4	森林の保全に関する事項	28
1	森林の土地の保全に関する事項	28
	(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	28
	(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	28
	(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林 及びその搬出方法	32
	(4) その他必要な事項	32
2	保安施設に関する事項	33
	(1) 保安林の整備に関する事項	33
	(2) 保安施設地区の整備に関する事項	33
	(3) 治山事業に関する事項	33
	(4) その他必要な事項	33
3	森林の保護等に関する事項	33
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	34
	(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	34
	(3) 林野火災の予防の方針	34
	(4) その他必要な事項	34
第5	計分量等	35
1	伐採立木材積	35
2	間伐面積	35
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	35
4	林道の開設又は拡張に関する計画	36
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	69
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	69
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	71
	(3) 実施すべき治山事業の数量	71
第6	その他必要な事項	74
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	74
2	その他必要な事項	84
別表1	公益的機能別施業森林の区域	85
別表2	保安林の指定施業要件	102
別紙3	保安林の種類別の伐採の方法	104
別紙4	自然公園区域内における森林の施業	105
別表5	砂防指定地等の森林の施業	106



# I 計画の大綱

## 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

### (1) 位置及び面積

当計画区は、阿賀野川上流部にあたる福島県の西部に位置し、北は山形県の置賜森林計画区、東は阿武隈森林計画区、南は栃木県的那珂川及び鬼怒川森林計画区並びに群馬県の利根上流計画区、西は新潟県の中越及び下越森林計画区に接する地域で、会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡一円の2市11町3村を包括している。

当計画区の総面積は542千haで、福島県面積の39%を占めている。森林面積は446千haで、うち国有林は205千haであり、森林面積の46%を占めている。

### (2) 自然的背景

#### ア 地勢

##### (ア) 山系

当計画区の山系は、北部の山形県境をなす飯豊連峰から東へ吾妻連峰の主稜線が連なり、安達太良山系を経て南へ那須岳北方に至る奥羽山脈へ至り、南部の栃木県境をなす帝釈山地、西部は新潟県境をなす越後山脈が南北に連なっており、計画区の四方が2,000m級の山々に囲まれている。

主な山岳には、会津地方のシンボルである磐梯山(1,818m)、をはじめ、飯豊連峰の三国岳(1,644m)、吾妻連峰の西吾妻山(2,035m)及び東吾妻山(1,974m)、安達太良山系の鬼面山(1,481m)及び箕輪山(1,718m)、帝釈山地を代表する帝釈山(2,060m)、東北地方最高峰である燧ヶ岳(2,346m)、会津駒ヶ岳(2,132m)、越後山脈の浅草岳(1,585m)等がある。

越後山脈は一般に急峻で、雪崩により表土が削られ基岩が露出し、岩石地や灌木地となっているところが多く、特異な景観を呈している。

南部の帝釈山地、北部の飯豊連峰から東の主稜線にかけては中腹以上が急傾斜となっている地形が多い。

吾妻連峰及び安達太良山系周辺は火山地形となっている。

また、燧ヶ岳の南側には噴火によりせき止められてできた尾瀬沼や尾瀬ヶ原、磐梯山周辺には同じく噴火によりせき止められてできた猪苗代湖、桧原湖及び小野川湖等多くの湖沼や貴重な湿原が多数形成されている。

##### (イ) 水系

当計画区の水系は、いずれも阿賀野川流域に属し、吾妻連峰、安達太良山系を水源とする河川は猪苗代湖に注ぎ、猪苗代湖より流れ出る日橋川は、磐梯火山群に端を発する大塩川と合流し阿賀川(大川)に至る

阿賀川は荒海山(帝釈山地)に源を発し各支流を集めて会津盆地を北上し喜多方市で只見川と合流する。

只見川は尾瀬ヶ原一帯を水源とし、北上して奥只見湖、田子倉湖を経て北東に向きを変え伊南川、叶津川、蒲生川等の諸川を集めて阿賀川との合流点で阿賀野川となって西

流し、新潟県境付近で飯豊連峰を水源とする奥川<sup>おくがわ</sup>を加えて新潟県を貫流し日本海へ注いでいる

## イ 地質及び土壌

### (ア) 地質

北西部一帯は花崗岩類が広く分布し、その南部に位置する鳥屋森山<sup>とやもりやま</sup>周辺は、中・古生層が分布する。南西部の会津駒ヶ岳<sup>たかゆま</sup>一帯より高幽山、丸山岳、猿倉山<sup>まるやまだけ さるくらやま</sup>を結ぶ南北の山系には檜枝岐層<sup>ひのえまた</sup>といわれる隆起した古生層が広大な面積にわたって分布し、それを貫いて窓明山及び奥只見付近には新期花崗岩及び安山岩が出現する。

檜枝岐川上流の燧ヶ岳<sup>くろいおやま</sup>より黒岩山にかけては新期安山岩類、帝釈山付近より荒海山にかけては新期花崗岩、石英粗面岩が大部分で、一部古生層が介在する。

吾妻連峰と磐梯山周辺は安山岩類が広く分布し、一部は新期火山砕屑物で覆われている。

奥羽山脈の分峰である大塚山、飯森山から檜原峠<sup>ひばら</sup>に至る一帯は、新第三紀の下部層及び中部層が東西に分布し、一部安山岩類を混在している。会津山地は安山岩類が大半を占めているが、背炙山<sup>せあぶりやま</sup>周辺は節理が発達した石英安山岩が出現し、溶岩や第三紀の凝灰岩も出現している。

火山砕屑物の堆積地や急峻な地形では、土砂の崩壊、流出等の危険が高いことから、国土保全に十分配慮することが求められている。

### (イ) 土壌

褐色森林土が大部分を占め、そのほか暗色系褐色森林土、表層グライ化褐色森林土、ポトゾル、黒色土等の成熟土壌が分布し、また傾斜地には受蝕土が散見される。

褐色森林土は標高1,300m以下の地帯に広く分布する。暗色系褐色森林土は、褐色森林土の分布域の上部に分布している。表層グライ化褐色森林土は、平坦地や緩斜地凹部の土層が重粘で堅くカベ状を呈する箇所に出現する。ポトゾルは、乾性ポトゾルが標高350m前後から尾根筋に線上に出現する。湿性ポトゾルは腐食型と鉄型が分布し、腐食型は標高1,500m以上の山体の中腹から稜線に、鉄型は遅くまで雪の残る緩斜地凹部や平坦地などの標高600m前後からみられ、高標高の山頂緩斜面には広く出現するようになる。黒色土は主に沼沢湖周辺及び丘陵地に出現し、各地の低地にわずかに分布する。受蝕土は、雪の移動によって表層が剥離された土層の浅い土壌で傾斜30度以上のところに多くみられる。

一般的に褐色森林土や黒色土は林木育成に適しているが、地下停滞水の影響を受けるグライ土壌やポトゾルでは、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業の実施に当たっては配慮が必要である。

## ウ 気候

当計画区の気候は、日本海型気候に属し、年平均降水量は会津盆地の平坦部では1,400mm以下であるが、山岳部では2,000mmを超える。また、新潟県に接する西部では積雪量が多く、我が国有数の豪雪地帯となっている。只見地区においては積雪5mに及ぶところもあり、山岳地帯にあつては8月頃まで残雪が見られる。東部に移るにしたがって積雪量は少なくなり、

会津盆地の平坦部では1～2mとなっている。

年平均気温は、平坦部で10～11℃前後、山間部では8～9℃を観測しているが、吾妻・安達太良の火山群では6℃と極端に低い。

## エ 森林の概況

### (ア) 人工林

国有林における人工林面積は約29千haで、森林面積の16%を占め、樹種別にはスギ34%、カラマツ32%、アカマツ11%、その他23%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級（1～20年生）が2%、Ⅴ～Ⅷ齢級（21～40年生）が32%、Ⅸ齢級以上（41年生～）が66%となっており、間伐適齢期の林分や高齢の林が多くなっている。

スギは標高1,000以下の沢沿いに植栽され、生育は中庸であるが、雪害等により生育不良となっている造林地も見られる。

アカマツの造林地は若齢林分が大部分を占め、生育は一般に中庸であるが多雪地帯を主体に生育不良地も見受けられる。

カラマツはスギ、アカマツの導入が困難な箇所植栽されたものが多く、生育は中庸であるが、雪害のほか一部吾妻連峰の高標高地で生育不良の造林地も見られる。

人工林の生育状況は全般的に中庸であるが気象害の影響を受けているほか、近年ではスギ造林地においてツキノワグマの樹皮剥ぎの被害も見受けられる。

これら人工林のうち、良質な木材の生産が困難な林分についても、国土保全、水源かん養機能の維持、向上のため健全な森林状態を維持することが求められている。

### (イ) 天然林

当計画区の国有林における天然林の面積は約149千haで、森林面積の84%を占め、蓄積は総蓄積の77%にあたる。天然林の分布状況をみると、ブナ・ミズナラを主体とした林分は、計画区のほぼ全域にわたっており、尾根筋にはキタゴヨウ、ネズコなどが混生している箇所も見られる。また、帝釈山地等の標高の高い地域にはアオモリトドマツ等の亜高山性針葉樹が生育している。

会津盆地周辺の丘陵地帯の中腹以下にはクリ・コナラ、中腹以上にはアカマツ林が発達し、その生育は良好である。集落の周辺はアカマツ、クリ、コナラで占められ、早くから薪炭林施業が行われ、中小径木を主体とする二次林となっているところが多い。また喜多方市の鳥屋森山一帯に「飯豊スギ」、金山町の三条地区には、「本名スギ」と呼ばれる天然スギが分布している。

近年、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が見受けられるが、これら天然林は、野生生物の重要な生息・生育地でもあることから、その維持、保全が重要である。

## (3) 社会経済的背景

### ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、福島県人口の14%に当たる292千人（平成22年国勢調査による）で、年々減少傾向にある。

就業者人口は、約152千人となっており、産業別の就業者割合は、第1次産業が13%、第2次産業が28%、第3次産業が59%となっている。

#### イ 土地の利用状況

当計画区の土地面積542千haのうち、森林は82%（446千ha）を占めており、災害の防止、水源の涵養、生活環境や生物多様性の保全、木材の供給等において、森林が極めて重要な位置を占めていることが伺える。また、農耕地が6%、その他が12%となっている。

#### ウ 交通網

鉄道はJR磐越西線が会津地方を東西に貫き郡山市や新潟市を結び、会津若松市からはJR只見線が只見川流域に、第三セクターの会津鉄道、野岩鉄道会津鬼怒川線が南会津方面につながっている。JR磐越西線は郡山市、新潟市で東北新幹線を介して、会津鉄道は東武鉄道を介してそれぞれ首都圏へと連絡している。

路網は、磐越自動車道が会津地方から東北自動車道と北陸自動車道につながることでより高速交通体系が整備されている。

また、国道49号線がいわき市から会津地方を東西に貫き、新潟県へとつながり、国道115号線が福島市に、118号線・121号線が南北に中通や栃木県から山形県につながり、地域産業や経済の連携に重要な役割を果たしている。その他252号線・289号線・352号線等の国道や、その他主要地方道等が縦横に連結している。

#### エ 地域産業の概況

第1次産業は、米作を中心に野菜、薬用ニンジン等の生産が、南会津地域ではトマト、グリーンアスパラガス等の野菜、リンドウ等の花きの栽培が行われている。林業については素材生産のほか、山菜、きのこの生産も盛んである。

第2次産業は、会津地域では製造業が中心であり、地域内事業所の約1割が木材関連産業となっている。また、会津若松市を中心に伝統的な会津漆器の生産が行われており、地場産業の一環を形成している。

第3次産業は、尾瀬や裏磐梯等の優れた自然環境を生かした観光関連産業の比重が高く、積雪を利用したスキー場、森林の空間を利用したレクリエーション施設等が整備されており、観光産業の一層の発展が期待されている。

計画区内総生産額に対する産業別の割合は、第3次産業が71%、次いで第2次産業が29%、第1次産業は2%となっている。

#### オ 林業・林産業の概要

当計画区の民有林における森林の保有規模は5ha未満が大半であり、経営規模は零細である。

森林組合は9組合で造林、保育、生産、販売等に事業を通じて地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

素材生産については、平成20年度の実績で県内生産の約12%にあたる91千 $m^3$ を生産している。また特用林産物ではなめこ、生しいたけ等キノコ類、木炭、山菜などを生産している。これら林業の生産額が総生産額に占める割合は県平均に比して高く、特に南会津地域

で高くなっている。

木材関連産業については製材工場が多数操業しているが、中小企業が主体となっている。このほかチップ工場、集成材工場、繊維合板工場等がある。

木材の需給状況については、地域内生産材を主体とする国産材の占める比率が高く、国産材主導の木材産業が展開しており、このような需給構造の中で、今後は国有林と民有林関係者が連携して木材の有効活用・木材自給率の向上に向けて取り組んでいくことが求められている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年分（平成19年度～平成23年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成23年度は、実行予定を計上した。）

### （1）伐採立木材積及び間伐面積

間伐は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行したことからほぼ計画どおりの実行となった。一方、生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたため、面積は計画より低位にとどまった。

主伐は、分収林及び官行造林を中心に計画したところであるが、契約を延長（伐採の延期）したため、計画より低位にとどまった。

単位 材積：m<sup>3</sup> 面積：ha

	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)	167,580	233,864 (5,690)	51,154	233,635 (3,756)

### （2）造林面積

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため人工造林を計画し順次更新を図ったが、[前計画の前半5カ年分]の後半に伐採した箇所の更新は今期計画期間で行うこととしたため計画より低位にとどまった。

天然更新については、伐採・搬出終了後、5年後（今期計画期間）に更新完了し、天然更新の状況がわかるため、計画より低位にとどまった。

単位 面積：ha

	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	78	88	33	34

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）

開設については、適切な森林整備に必要とされる路線について計画したが、既設林道や作業道、林内搬出路等の路網を有効活用することにより、開設は行わなかった。

改良については、台風などの集中豪雨による被災箇所や、老朽化が著しく緊急性の高い路線について実施した。

単位 開設：m 拡張：路線数

	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
延長	8,590	109	—	21

(4) 保安林の整備及び治山事業

保安林機能の維持増進のための本数調整伐、災害箇所の復旧を行うための溪間工、山腹工を計画したが、計画樹立以降、大雨等により緊急に治山事業の実施が必要な箇所の追加があり、計画を上回る結果となった。

単位 地区数

	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	139	—	180	—

### 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっており、この課題に応えていくためには、次に示す基本的な考えに沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

#### (1) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮

当計画区の国有林は、北部の脊梁山脈や南部一帯の山岳地帯にあり、各河川の下流域の水源地として重要な役割を果たしている。このため81%の森林が水源かん養又は土砂流出防備保安林等に指定されている。

これらのことを踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の向上を図る観点から、保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害等の防止対策、並びに、人工林における抜き伐り等により下層植生の生育を促し水源涵養機能を高めるための森林整備を講じ、森林の保全を図る。

#### (2) 生活環境の保全

都市近郊にある森林、猪苗代湖周辺や裏磐梯などでは景観の維持等に配慮した森林整備を行っており、生活に密着した森林として活用されている。また、山間部の雪崩発生のおそれが高い道路等の上部にある森林は、なだれ防止保安林に指定し、災害の防止に努めているところである。このため、今後も景観の維持に配慮しつつ、山地災害や雪崩の防止対策等を適切に実施し、地域住民の生活環境の保全を図る。

#### (3) 生物多様性の保全

尾瀬沼、尾瀬ヶ原を含む燧ヶ岳から帝釈山周辺一帯は尾瀬国立公園、三国岳周辺及び猪苗代湖を含む吾妻連峰周辺一帯は磐梯朝日国立公園、田子倉湖周辺一帯は越後三山只見国立公園等に指定され良好な自然環境を維持しているとともに、奥会津、飯豊山周辺、吾妻山周辺森林生態系保護地域を設定している。また、ほぼ全域を会津山地緑の回廊として設定しており、野生生物の保護及び生息・生育環境の維持・向上に努めているところである。一方、近年ツキノワグマによる樹皮剥ぎや尾瀬地域でのニホンジカの進出に伴う食害等の被害が増加している。これらを踏まえ、森林生態系の維持、保全を基本とした適切な管理を行う。

また、人工林については、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息環境を与え、更にこれらを捕食する希少猛禽類等の餌場としての活用も期待するなど、林業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

#### (4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

会津東山自然休養林など、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、登山やハイキング



等の場、森林環境教育の場、四季折々の多様な森林景観を提供する場等として、森林の総合利用を進める。

#### (5) 林産物の有効活用

人工林では、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能等を高めるため、若齢林に加え、高齢林についても間伐等を適切に実施する。

このような計画的な間伐や抜き切り等の森林整備により発生した木材については、資源の有効活用の観点から、路網の整備状況等を踏まえ、利用可能なものについて、搬出し、安定供給に努め、地域林業の振興に寄与することとする。

また、ツキノワグマによる樹皮剥ぎ等の野生動物による被害や多量の積雪等の影響を受け、良質な木材の継続的な生産が困難な人工林については、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により、針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

#### (6) 地球温暖化対策等

森林は二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、人工林については間伐等の森林整備を着実に実施し、健全な森林に育成する等、国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		205,291.18	
市 町 村 別 内 訳	会津若松市	5,692.48	会津森林管理署
	喜多方市	14,324.03	〃
	下郷町	6,169.55	〃
	檜枝岐村	36,301.75	南会津支署
	只見町	49,244.71	〃
	南会津町	25,003.64	会津森林管理署及び南会津支署
	北塩原村	13,466.19	会津森林管理署
	西会津町	5,106.92	〃
	磐梯町	427.91	〃
	猪苗代町	11,424.06	〃
	会津坂下町	579.89	〃
	柳津町	3,553.41	〃
	三島町	1,468.43	〃
	金山町	16,850.73	〃
	昭和村	14,513.39	〃
会津美里町	1,164.09	〃	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。  
 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、会津森林管理署及び会津森林管理署南会津支署（ただし、当該森林管理署等の管轄する区域部分）。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

#### ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

#### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林的な確かな保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

### ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

#### エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のため保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	25,867.10	23,297.30
	育成複層林	7,680.83	9,155.23
	天然生林	144,543.45	144,478.25
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		122	131

(注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>\*1</sup>により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）

イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐<sup>\*2</sup>等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>\*3</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。  
なお、天然生林等の減少については公有林野等官行造林地の契約期間満了に伴う返地である。

\*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

\*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

\*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注2) 現況については、平成23年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

###### ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水土保持林に区分された森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね20ha以下（天然更新を行う場合はおおむね10ha以下）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水土保持林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。
- g 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

###### イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。
- ・ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 伐採率はおおむね70%以下とし、稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。ただし、水土保持林及び森林と人との共生林にあつては、山地災害防止機能、水源かん養機能、生活環境保全機能等を維持増進させる必要があるため、伐採率はおおむね50%以内とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。



ウ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地区	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	針葉樹 (その他)	広葉樹 (クヌギ)	広葉樹 (用材林)	広葉樹 (その他)
全域	45	50	45	45	55	15	65	20

(注) 広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(3) その他必要な事項

ア 生産目標別の主伐の時期

当計各区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は次表のとおりとする。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐の時期 (年)
		生 産 目 標	仕立方法	期待径級 (cm)	
全 域	スギ	一般建築材	中仕立	24	55
		造作材	〃	34	80
	アカマツ	一般建築材	〃	24	55
		造作材	〃	30	80
	カラマツ	一般建築材	〃	22	50
		造作材	〃	26	80

イ 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、次のもの以下とする。

単位：年

地 区	樹 種			
	ス ギ	ヒ ノ キ	ア カ マ ツ	カ ラ マ ツ
全 域	2 5	3 0	2 5	2 5

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であつて伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

ウ その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する基本的事項

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

##### b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

##### c 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	アカマツ	カラマツ
2,500	4,000	2,000

(注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

### (2) 天然更新に関する基本的事項

#### ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

## イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

### a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

### b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

### c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、前述の「天然更新補助作業の対象樹種」に基づき、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

### d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

## ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法  
2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法  
3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

## (3) その他必要な事項

特になし

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期とする。また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	施業体系	間 伐 時 期 (年)				間 伐 の 方 法
		初 回	2回目	3回目	4回目	
スギ	一般建築材	3 5	4 5			○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面も考慮しながら行うこととする。  ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
	造作材	3 5	4 5	5 5	6 5	
アカマツ	一般建築材	3 5	4 5			
	造作材	3 5	4 5	5 5	6 5	
カラマツ	一般建築材	3 0	4 0			
	造作材	3 0	4 0	5 0	6 5	

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△													
	アカマツ	○	○	○	○	△														
	カラマツ	○	○	○	○	△														
つる切	スギ							←	○	→		←	△	→						
	アカマツ						←	△	→		←	△	→							
	カラマツ						←	○	→	←	△	→								
除伐	スギ								←	○	→		←	△	→		←	△	→	
	アカマツ								←	△	→		←	△	→					
	カラマツ							←	○	→			←	△	→					

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

ア 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される有用天然木の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法  
公益的機能別施業森林の区域については別表1のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- ② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- (ア) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能、土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、該当区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- (ウ) 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

## イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

具体的には、育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を図る。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

### ② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。



## (2) その他必要な事項

伐採の方法その他の施業方法を特定する必要がある森林の区域

単位 面積 : ha

区分	森林の区域		面積	施業の方法
	市町村	林小班		
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育利用のため伐採の方法を特定する森林	下郷町	45 お、の	15.85	択伐
	猪苗代町	201 へ2、り、ぬ、 る2	12.29	
	柳津町	522 る4、わ、か 523 に3、ほ1 524 ま	183.61	
	昭和村	525 ま	40.07	
	小計			
農地、林地又は道路その他の施設の保全のために、伐採の方法を特定する方法	柳津町	536 ほ、へ1	7.26	択伐
	小計		7.26	
総計			259.19	

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び拡張に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林の利用形態や地形・地質、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	151	510
うち林業専用道	—	—

(注) 現状については、平成23年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

(4) その他必要な事項  
特になし

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

当計画区における林業事業体は、林業労働者の減少、高齢化等によりその経営基盤は脆弱な状況にある。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や安定供給体制の整備を図ることが重要であり、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林資源の整備を計画的に実施することによって得られた木材について市場機能を活用し原木の安定供給を通じて、これらを支援する。

### (4) その他必要な事項

特になし

#### 第4 森林の土地の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

###### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

###### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市町村	地 区			
会津若松市	(8)	21.54		干害21.54
	(10)、11、(12~15)、 16、(17、22)、23~25、 33~25、33~37、39、40、 78	3,577.00		水涵3,574.98
	(30)	28.33		水涵 13.85 雪崩 10.99
	(32)	62.87		土流 61.74
	38	238.51		水涵129.68 土流108.82
	計	3,928.28	水源の涵養及び 土砂の流出防備	
喜多方市	(318、320、368)	22.65		雪崩 22.31
	(319)	88.86		水涵 17.50 干害 54.36 雪崩 16.28
	321、327、328、333、 (335)	6,357.25		水涵6,115.38
	(337)、351~363、338 (324、369、371)	48.14		土崩
	(325、326)、330、 (331、336)			
	(340~342、347、346)、 372、(397)	903.03		土流863.28
	329	296.33		水涵122.39 土流162.90 雪崩 11.04
	(332、334)	402.66		水涵365.89 土流 27.97
	(339、344、345、366)	13.92		
	(346、370)	66.43		土流 50.38 雪崩 16.05
[小峠]	(349)	17.44		干害
	1	13.70		水涵

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市町村	地 区			
喜多方市	計	8,244.03	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
下郷町	(41、42、53、58～61、 67)、71	908.38		土流907.92
	47、48、(49)、50 51、54～56、(57、63、 64)	692.15		水涵211.26 土流480.89
	計	844.81		水涵844.81
	計	2,445.34	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
檜枝岐村	1035	483.97		水涵475.97 雪崩8.00
	1036～1048、1063、1101、 1102、(1103)、1104、 (1105)、1106～1109、 1110-I、1110-II、 (1103-III)、 1104-IV～1110-IX、 1059～1062	30,266.29 5,400.72		水涵30,266.29 水涵3,608.68 土流1,792.04
	計	36,150.98	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
只見町	(1001、1111～1113)、 1114～1116、1133、 1142～1114	22,121.57		水涵22,121.57
	(1002～1004、1064、 1065、1120)、1121、 (1122～1126)、1127、 (1128～1131)、1132、 1134、(1135)、1136、 (1137)、1138、(1139～ 1141) 1117、(1118)	22,357.12 2,901.79		水涵22,357.12 水涵1,019.79 土流1,891.00
	計	47,380.48		
南会津町	73、75、81	549.78		土流549.78
	74	385.44		水涵384.73
	(1005～1014、1015-I)、 1015-II、1016、(1017)、 1018、(1019～1022、 1026)、1029、(1032～ 1034)、1054、1057	11,434.34		水涵11,402.61
	(1024)、1049、(1053)、 1058 (1025)、1030、(1031、 1050)、1055、1056	2,594.92 3,672.43		水涵2,594.42 水涵2,575.32 土流1,090.75

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市町村	地 区			
南会津町 [田島] [栗生沢] [館岩]	(1052) 1、2 1 7	997.54 50.90 16.50 22.47		土流942.98 干害52.55 水涵50.90 水涵16.50 水涵22.47
	計	19,724.32	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
北塩原村	(373～375)、376、377、 (378)、379、380、(383)、 406～409、(410)、411、 412、(413)、414、418、 420、421、(422)、423～ 432、(433、434)、435、 436、(437)、438～445、 (446、456)、457、459、 (463、464)、465、 (448、458、460、461)	8,879.68 57.66		水涵8,871.41
	計	8,937.34	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
西会津町 [大久保]	(301～303、305)、309、 310、312、317、395 (304、306、307、392、 393) (308) 311 (1)	1,472.07 448.96 36.63 336.15 6.18		水涵1,469.14 土流411.79 雪崩21.07 水涵262.45 土流 73.70 土流6.18
	計	2,299.99	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
磐梯町	105 (390)	221.94 115.27		土流221.94 水涵115.27
	計	337.21	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
猪苗代町	(101～104) 166～170、176～182、 (183)、185、(186、192 ～194)、195、(196～200) (196)	197.92 5,723.50 285.53		土流197.92 水涵5,721.12 水涵151.26 土流134.27
	計	6,206.95	水源の涵養及び 土砂流出の防備	

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市町村	地 区			
会津坂下町	(510)	49.01		水涵49.01
	計	49.01	水源の涵養	
柳津町	(506～509、537) (521) (534) (536、651) (538)	7.74 50.66 3.61 11.42 47.55		土流10.89 土崩39.77 雪崩39.77 土流3.61 雪崩4.05 土流6.48 干害39.92
	計	120.98	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
三島町	(543、544) 546 649 (650)	176.59 308.67 271.67 76.71		水涵176.59 水涵269.06 土流39.61 土流262.26 雪崩9.41 土流76.71
	計	833.64	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
金山町	(547)	49.02		土崩42.69 雪崩6.33
	(548)、549、620、621、 632、635、637、640 (550)、556、609、619、 625、626、629、631、 641～645、647	3,660.86 7,077.88		土流3,660.86 水涵2,429.31 土流4,648.53
	551、552、555、 610～614、616～618、 622、624、628、630、 633、634、636、638、 639、646 615	4,563.32 384.02		水涵4,563.13 水涵225.97 土流14.08 雪崩143.97
	623、(627) (648)	472.87 257.75		水涵461.75 雪崩11.12 水涵4.59 土流245.90
	計	16,465.72	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
昭和村	607、608 558、562、567、568、 570、(571)、589、590、 595～597、599、606	1,591.53 2,826.41		土流1,591.53 水涵2,267.03 土流538.60
	525～529、(530、531)、 532、533、553、554、 559、560、565、(566、 569)、572～575、(576～ 578)、579～582、(583)、 584～588、591～594、 598、(600、601)、602～			

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市町村	地 区			
	604 605	9,512.85 241.25		水涵9,434.34 水涵158.64 干害82.61
		14,172.04	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
会津美里 町	72、(521)、513、(514)、 (517、518) (515)	713.40 84.89		水涵713.40 水涵15.99 土流28.05 土崩2.64 干害38.21 水涵77.17 干害51.52
	(516、519)	128.70		
	計	926.99	水源の涵養及び 土砂流出の防備	
		168,223.30		

(注) 1 市町村欄の [ ] 書は、官行造林地である。

2 地区欄の数字は林班で、( ) 書は区域が林班の一部であることを示す。

3 面積は、小班単位で集計。

4 本項に該当する森林の区域は、次の森林である。

- ① 水源かん養保安林
- ② 土砂流出防備保安林
- ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ 干害防備保安林
- ⑤ なだれ防止保安林
- ⑥ 砂防指定地
- ⑦ 山地災害危険地区

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法  
該当なし

(4) その他必要な事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意する。



## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、保健保安林等の指定を計画する。

### (2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

### (3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、本数調整伐等の保安林の整備を計画的に推進する。

### (2) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

### 3 森林の保護に関する事項

#### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

当計画区では松くい虫による被害が依然として認められることから、被害のまん延防止対策を講じることとする。また、カシノナガキクイムシによる被害も拡大傾向にあることから関係機関と連携し、被害のまん延防止対策を検討することとする。

また、寒風害等の気象害については、当該地域における過去の被害の発生状況、気象条件、地形等現地の実態に即した適切な施業方法等を選択することにより未然防止に努めることとする。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ツキノワグマ等による剥皮等の被害が発生している地域については、剥皮対策等を講じるとともに、関係機関と連携し、被害防止に努めることとする。

また獣害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視等を重点的に行うこととする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

#### (4) その他必要な事項

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

また、森林生態系保護地域保存地区における、既設登山道以外の立ち入り禁止等の呼びかけも含めた巡視の適切な実施にも努めることとする。

### 4 その他必要な事項

特になし

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	632	605	27	348	328	20	286	279	7
前半5 カ年の 計画量	352	337	15	193	182	11	159	155	4

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	5,677
前半5カ年の計画量	3,154

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	256	688
前半5カ年の計画量	142	382

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長:m、面積:ha

開設別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区 面 積	前半5ヶ 年の計 画箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	総数			29 路線	60,100	3,831.05	40,800		
	自動車 道	林業 専用道	会津若松市	不動川支線	1,000	64.31	1,000	①	6
				不動川	1,300	79.26	1,300	②	7外
				湯本山	4,000	170.64	4,000	③	13
				布引山	1,500	176.93	1,500	④	25
				三寄山	3,400	132.59	3,400	⑤	30
				経沢	2,000	110.95	—	⑥	18外
			計	6 路線	13,200	734.68	11,200		
			喜多方市	藤巻支線	1,000	150.84	1,000	⑦	328
				宮古	1,000	76.79	—	⑧	320
			計	2 路線	2,000	227.63	1,000		
			下郷	芦の原	2,600	150.18	2,600	⑨	44外
				大沢	2,000	120.14	2,000	⑩	49外
			計	2 路線	4,600	270.32	4,600		
			只見町	矢の尻沢	1,000	81.58	1,000	⑪	1003
			計	1 路線	1,000	81.58	1,000		
			南会津町	戸石	1,300	112.88	—	⑫	63
				宮山支線	2,000	105.67	—	⑬	65
				水引	6,000	241.88	6,000	⑭	1019
				高杖原	2,000	130.22	2,000	⑮	1011
小平沢				1,000	183.72	1,000	⑯	1034	
計	5 路線	12,300	773.67	9,000					
北塩原村	大楚々木	2,000	88.83	2,000	⑰	373			
	堀田山	3,200	228.04	3,200	⑱	382			
	雄子沢	1,600	131.66	1,600	⑲	414			
	上大塩	1,500	86.52	—	⑳	379			
	高曾根	1,800	96.42	—	㉑	380			

単位 延長:m、面積:ha

開設別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区 面 積	前半5ヶ 年の計 画箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動車 道	林業 専用道	北塩原村	高曾根山	2,800	172.31	—	0	424
			計	6 路線	12,900	803.78	6,800		
			西会津町	北久良谷	1,700	116.88	—	0	308
				1 路線	1,700	116.88	—		
			磐梯町	赤 枝	2,000	77.15	—	0	390
			計	1 路線	2,000	77.15	—		
			猪苗代町	小 達 沢	1,000	85.43	—	0	202
				大 達 沢	1,000	82.49	—	0	204
			計	2 路線	2,000	167.92	—		
			昭和村	三沢(丸山)	2,000	217.75	2,000	0	530
				向 山	3,000	184.74	3,000	0	604
			計	2 路線	5,000	402.49	5,000		
			会津美里 町	小 野 川	3,400	174.95	2,200	0	72
			計	1 路線	3,400	174.95	2,200		
拡張	総 数		139 路線	6,282		3,141			
(法面保護)	自動車 道	林 道	会津若松 市	不 動 川 (不 動 川)	60		30		5
(横断溝)				不 動 川 林 道 不 動 川 支 線	20		10		6
				明 光 寺	40		20		10外
(法面保護)				不 動 川 (背 焙 山)	100		50		12外
(横断溝)				不 動 川 (滝ノ沢)	20		10		15
				不 動 川 (松の目)	100		50		17
				不 動 川(沢山)	50		25		16
				平 湯	20		10		18
				布 引 山	60		30		22外

単位 延長:m、面積:ha

開設 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	利 用 区 面 積	前半5ヶ 年の計 画箇所	対図 番号	備考 (林班)
(擁壁)	自動車 道	林道		三寄山	20		10		30
(法面保護)				湯川	60		30		33外
			計	11路線	550		275		619
(横断溝)			喜多方市	大楚々木 (大仏山)	30		15		368
				中田付	40		20		368
				持葉沢	40		20		366
				吉見山	60		30		344外
				雄国	40		20		385
				沼尻(軽車道)	60		30		367
(横断溝)				赤枝	50		25		390
(擁壁)				黒岩	60		30		352外
(擁壁)				鳥屋森山 (五枚沢)	40		20		351
(横断溝)				鳥屋森山 (一ノ木)	60		30		330外
(擁壁)				鳥屋森山 (水無沢)	50		25		323外
(横断溝)				藤巻林道 藤巻支線	50		25		328外
(横断溝)				鳥屋森山 (黒俣沢)	60		30		342
(擁壁)				向山	60		30		339
				宮古	20		10		320
(横断溝)				宮古川	20		10		321
				一ノ木林道 滝分沢支線	30		15		331
				一ノ木 (軽車道)	60		30		336
			計	18路線	830		415		

単位 延長:m、面積:ha

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考 (林班)
(擁壁)	自動車道	林道	下郷町	雑 根	30		15		45
(横断溝)				小 野 川	20		10		53
(法面保護)				大 沢	40		20		49
(横断溝)				横山(軽車道)	40		20		59外
				四 ツ 沢	20		10		68
(擁壁)				箕 喰 沢	40		20		69外
(横断溝)				荒 石	60		30		61外
				荒 石 林 道 西 沢 支 線	20		10		62
(擁壁)				戸 石	30		15		63
				戸 赤	30		15		64
(横断溝)				木賊平・土羅 入(土羅入)	60		30		65外
(擁壁)				土羅入林道 白根沢支線	20		10		66
			計	12 路線	410		205		
(舗装)			檜枝岐村	実 川	50		25		1045外
				広 沢	50		25		1103外
				川俣・檜枝岐 (川俣・檜枝岐)	50		25		1039外
				川俣・檜枝岐 (舟岐川)	50		25		1038外
				川俣・檜枝岐 (会津馬坂)	50		25		1040
				見 通 沢	50		25		1036
				舟 岐 川	50		25		1041
	呼 出 沢	50			25		1038		
	木 賊 平	30			15		1103		
	大 丈 沢	30		15		1045			

単位 延長:m、面積:ha

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 面 積	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考 (林班)
( 舗 装 )	自動車 道	林 道	檜枝岐村	上 滝 沢	30		15		1061
				見通沢林道 東山支線	30		15		1036
				計	12 路線	520		260	
			只見町	蒲 生 川	50		25		1129外
				布 沢	50		25		1003外
				布 沢 林 道 小太郎沢支線	30		15		1004
				布 沢 林 道 萱野沢支線	30		15		1004
				広 沢 林 道 赤岩支線	30		15		1104外
				布 沢 林 道 一の沢支線	30		15		1064
				計	6 路線	220		110	
			南会津町	多々石・永手	50		25		1008
				宮 里	50		25		1022外
				黒 谷	50		25		1137
				塩 之 岐	50		25		1050外
				平 沢	50		25		1034
				多々石・永手 ( 永 手 )	50		25		1013
				小 平 沢	50		25		1033外
				高畑山林道 高畑山支線	50		25		1031
				川 衣	50		25		1028
				伯 母 岐	50		25		1019
				赤 松 ケ 沢	30		15		1007外
				赤 沢	30		15		1026
				戸 板	30		15		1006外



単位 延長:m、面積:ha

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考 (林班)
(横断溝)	自動車道	林道	計	13路線	590		295		
			北塩原村	大 楚 々 木 ( 牧 ノ 沢 )	30		15		373
				高 曾 根	30		15		377
				上 川 前	40		20		375
				大 塩 林 道 線 第 二 支 線	40		20		375
				吾 妻 山 ( 吾 妻 川 )	40		20		443
				大 川 入	50		25		428外
				鷹 ノ 巢 山	50		25		434外
				小 塩 川	50		25		420
				大 峠	60		30		437
				濡 子 沢	36		18		427
				十 郎 沢	38		19		430外
				高 曾 根 山	40		20		424
				牧 の 沢 支 線 ( 軽 車 道 )	20		10		373
				一 ノ 沢	20		10		384
				一 ノ 沢 林 道 一 ノ 沢 支 線	24		12		384
				堀 田 山	70		35		383
				大 塩	64		32		381
				吾 妻 山 ( 小 野 川 )	40		20		458
				吾 妻 山 林 道 小 野 川 支 線	30		15		458
吾 妻 山 ( 小 野 川 ) 林 道 小 野 川 支 線	60		30		456外				
築 部 沢	40		20		452				

単位 延長:m、面積:ha

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考 (林班)	
(横断溝)	自動車道	林道	北塩原村	小野川林道 小冷水支線	60		30		455	
			計	22路線	932		466			
(横断溝)				西会津町	極入(久良谷)	40		20		305外
(擁壁)					久良谷	80		40		304外
					極入(平四郎)	90		45		316外
					極入(極入)	90		45		302外
					極入林道 極入支線	80		40		301外
(横断溝)					鳥屋森山 (高沢)	60		30		313外
				計	6路線	440		220		
(横断溝)				猪苗代町	吾妻山 (小倉川)	70		35		176
					秋元湖	50		25		174外
					吾妻山(小倉川)林道 小倉川支線	50		25		184
					吾妻山(小倉川)林道 櫛沢支線	80		40		183外
					小倉川林道 小倉川支線	40		20		184
					横 向	40		20		192外
(擁壁)					大 達 沢	40		20		203
(横断溝)					小 達 沢	20		10		202
					第2布森山	20		10		204
					大 原	10		5		
				計	10路線	420		210		
(擁壁)				会津坂下町	宇 内	60		30		501外
					計	1路線	60		30	

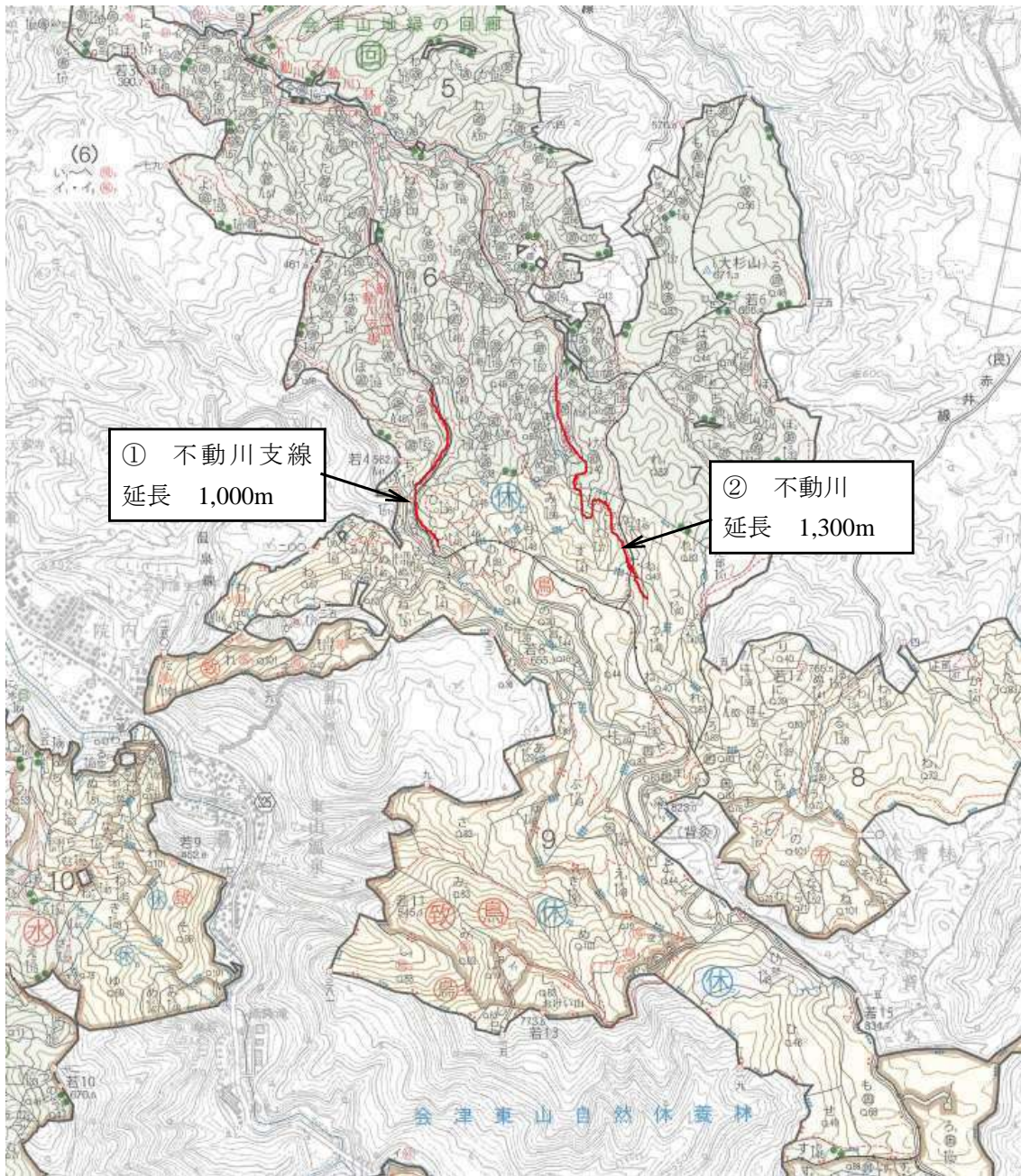
単位 延長:m、面積:ha


開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 面 域 積	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考 (林班)			
(擁壁)	自動車道	林道	柳津町	二 岐	20		10		540			
				居 利 矢 麻	40		20		539			
				胄中(軽車道)	40		20		537外			
				不 動 沢	30		15		521外			
				琵琶首	70		35		535			
				計	5 路線	200		100				
			(横断溝)			三島町	琵琶首林道 琵琶首支線	90		45		543
							計	1 路線	90		45	
			(擁壁)			金山町	烏帽子(白沢)	50		25		610外
							烏帽子(吸沢)	30		15		618
							烏帽子(吸沢 林道吸沢支線)	10		5		618
				計	3 路線	90		45				
			(横断溝)			昭和村	木賊平・土羅 入(小野川)	10		5		527
							鋏 館	10		5		527
							里 沢	60		30		529
							木賊平・土羅 入(木賊平)	60		30		529外
							木賊平・土羅 入(三引山)	60		30		570外
							木 賊 平	90		45		571外
							日 落 沢	60		30		572外
							白 森 山	40		20		575外
桑 袋 沢	20						10		566			
袴 沢	30						15		558			
布沢(中向)	50						25		602外			

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 面 域 積	前半5ヶ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (林班)
(横断溝)	自動車 道	林 道	昭和村	鳥 居	60		30		597外
				御 前 山	60		30		578外
				大 窪	90		45		579外
(法面保護)				畑 小 屋	60		30		581
(横断溝)				大 窪 林 道 駒 止 支 線	20		10		591
(擁壁)				大 芦	50		25		592外
(横断溝)				玉 川	40		20		584外
(擁壁)				峰 張 山	60		30		595外
			計	19 路線	930		465		

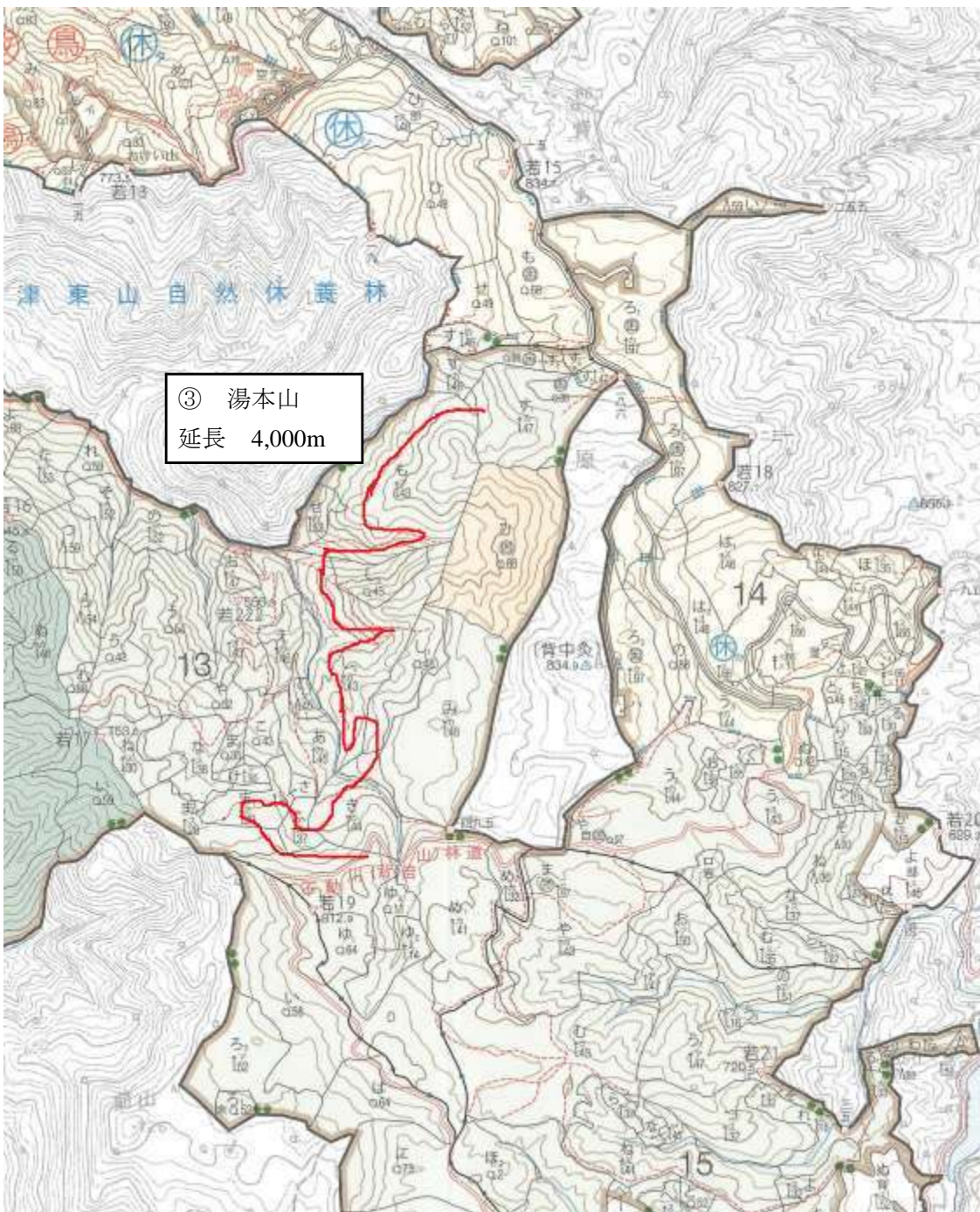
# 林業専用道(開設)計画位置図




凡 例	
	計画路線

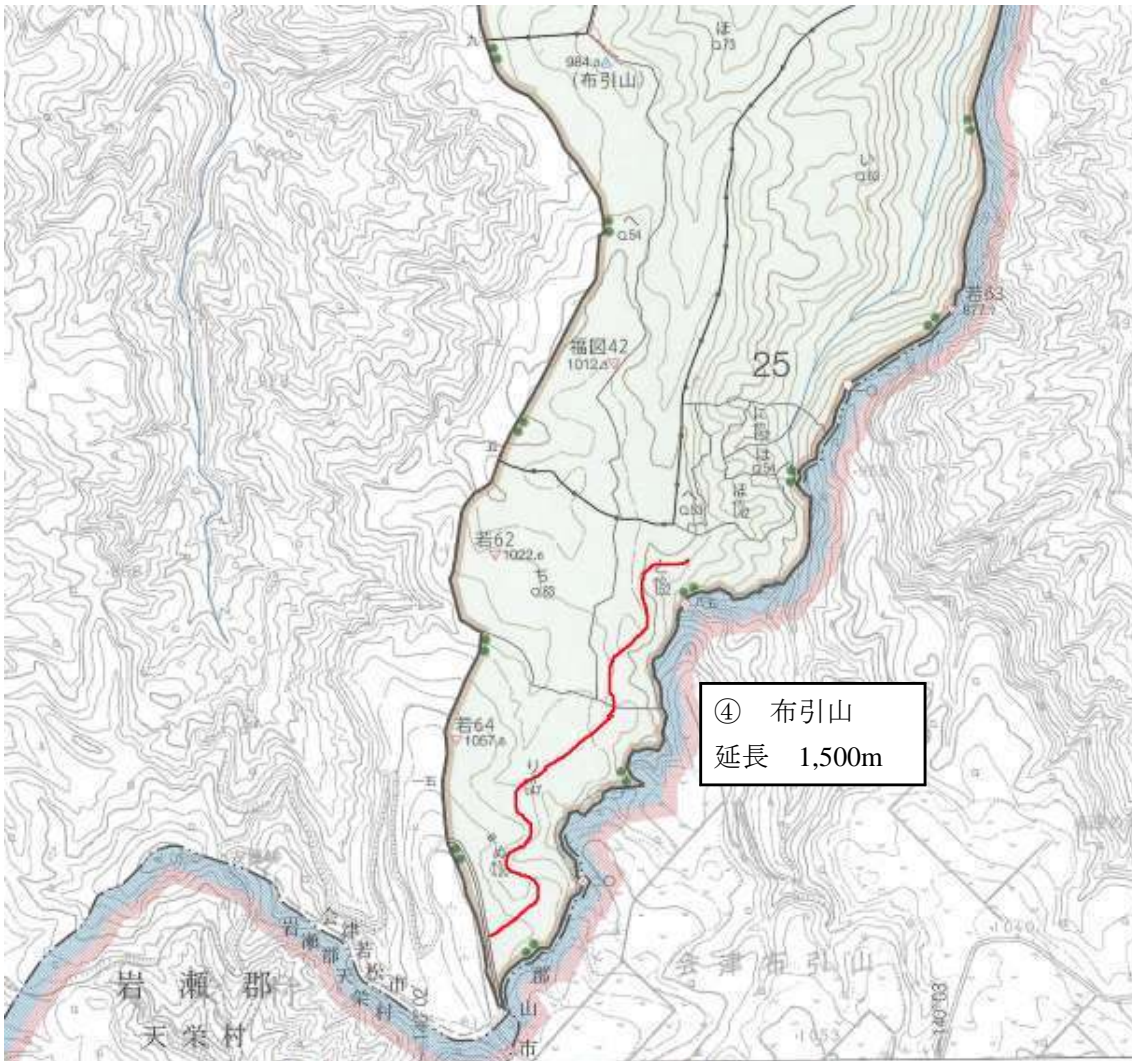



# 林業専用道(開設)計画位置図



凡 例	
	計画路線

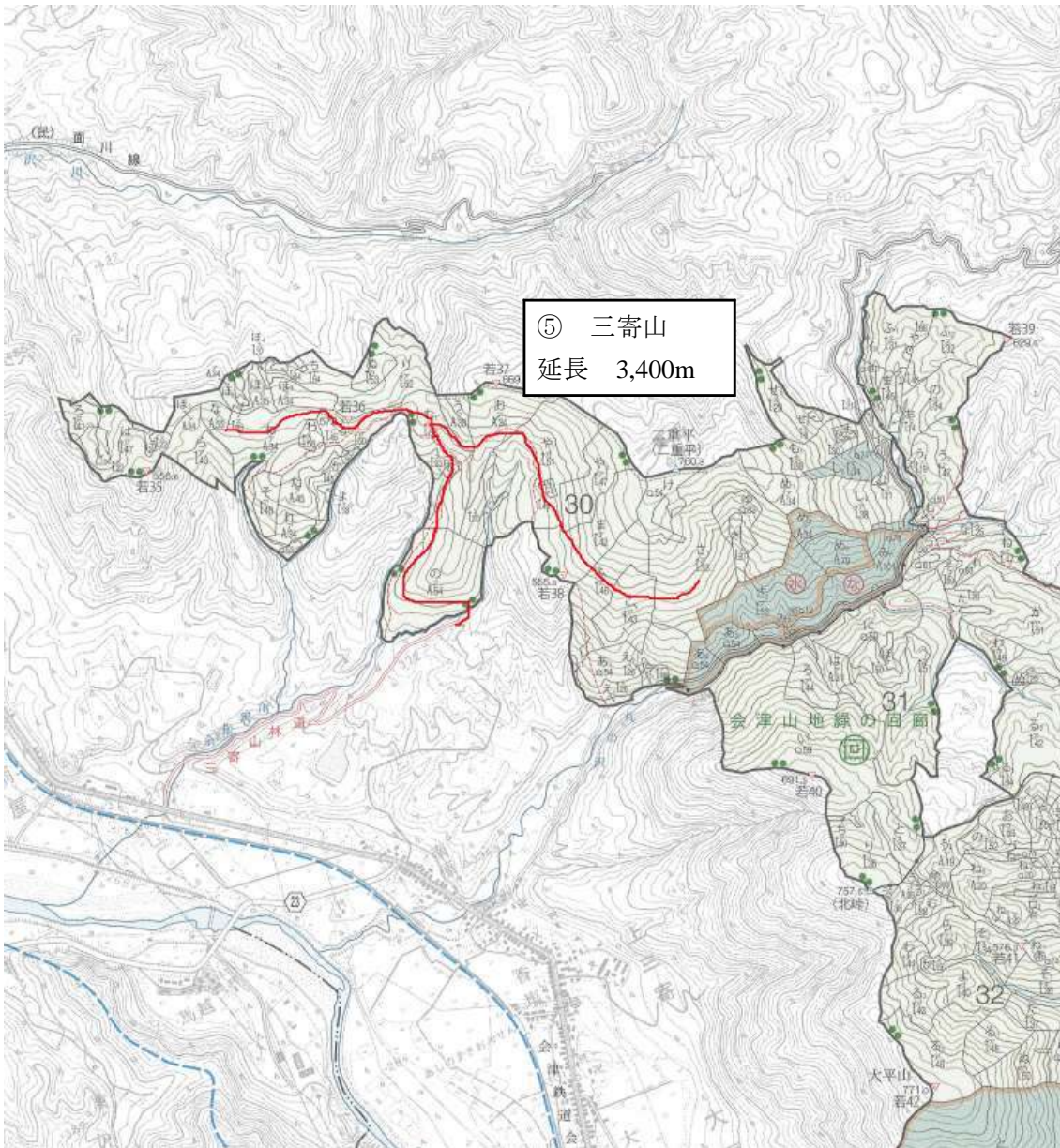
# 林業専用道(開設)計画位置図




凡 例	
	計画路線



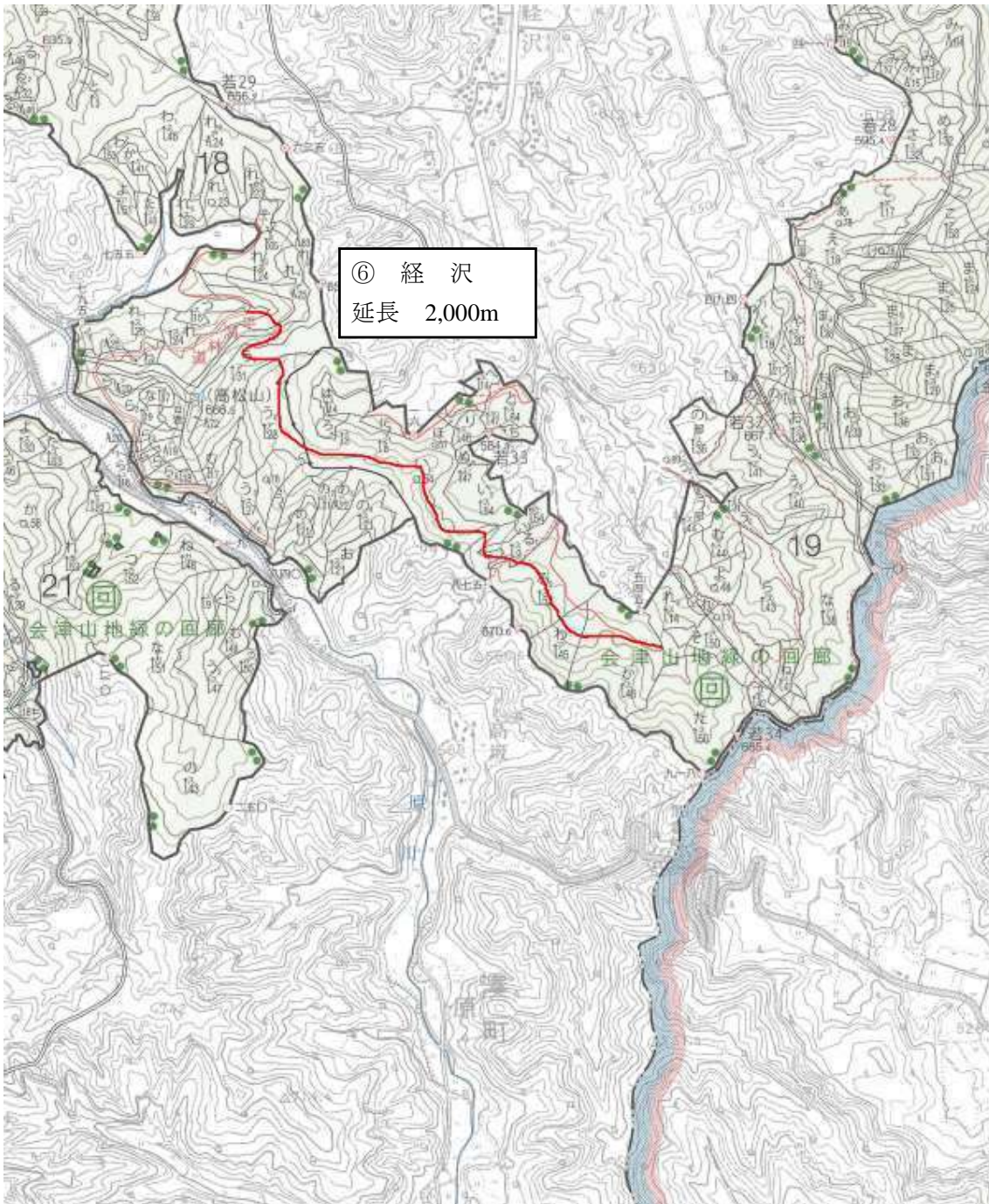
# 林業専用道(開設)計画位置図




凡 例	
	計画路線



# 林業専用道(開設)計画位置図




凡 例	
	計画路線



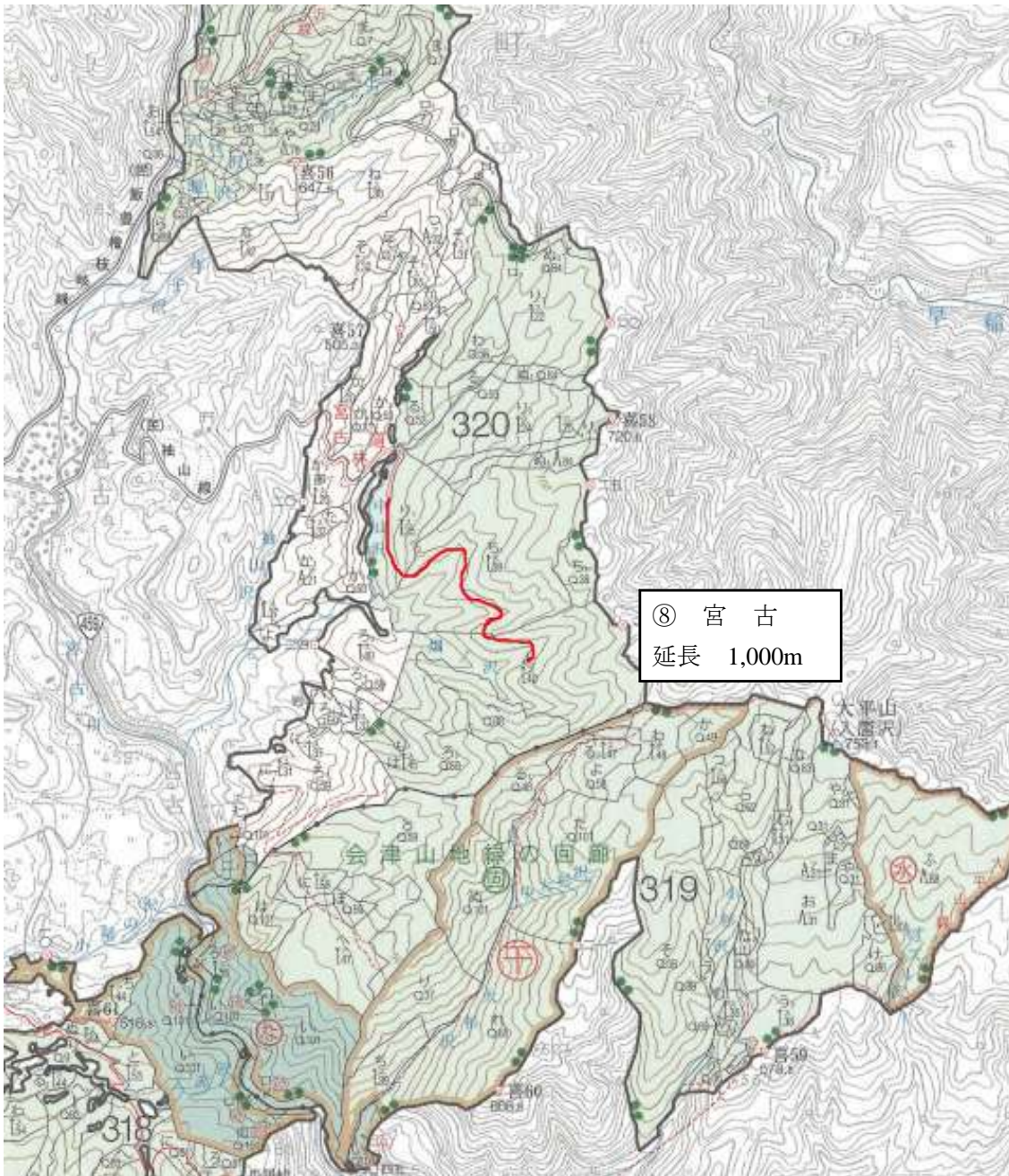
# 林業専用道(開設)計画位置図




凡 例	
	計画路線

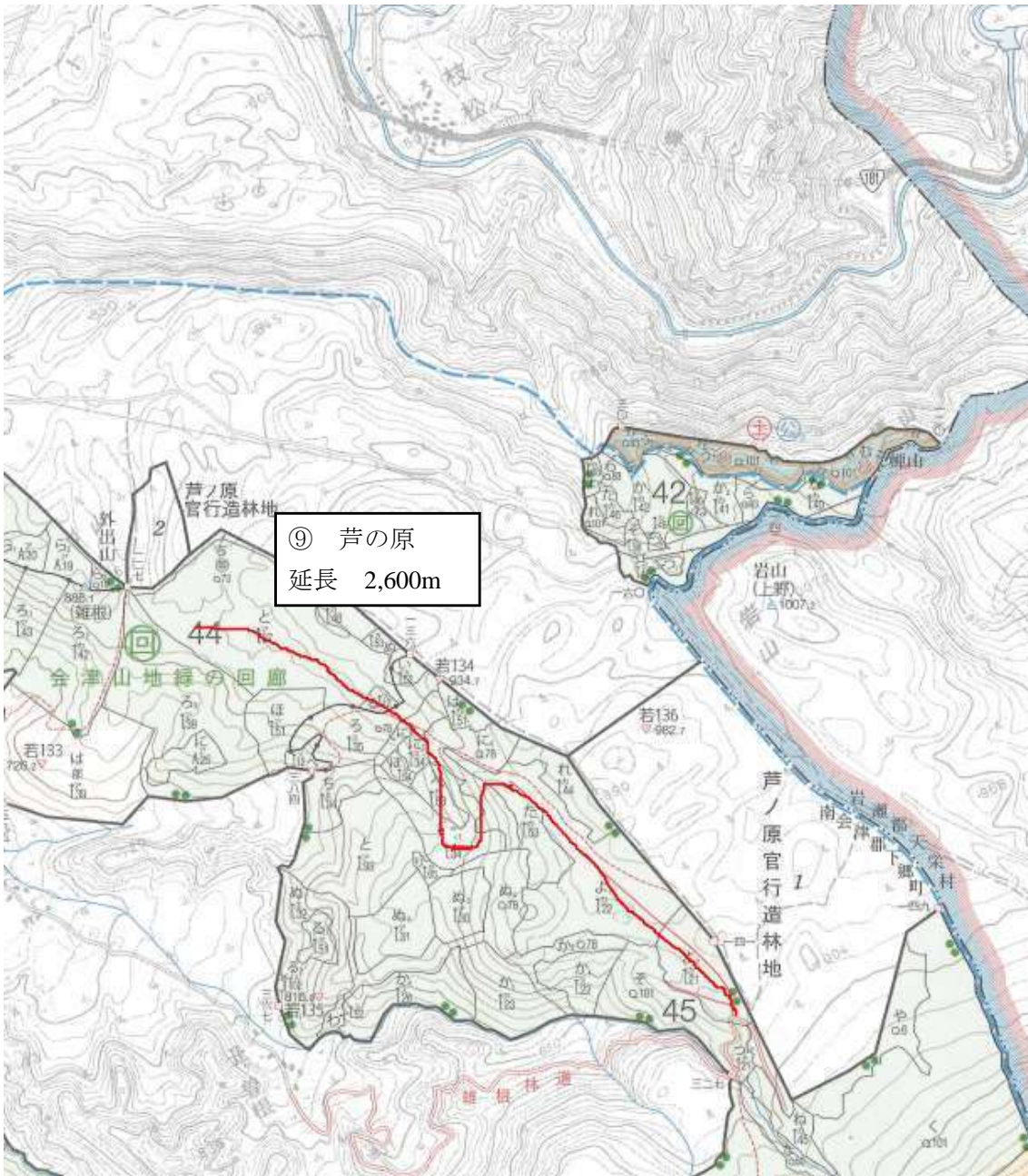



# 林業専用道(開設)計画位置図



凡 例	
	計画路線

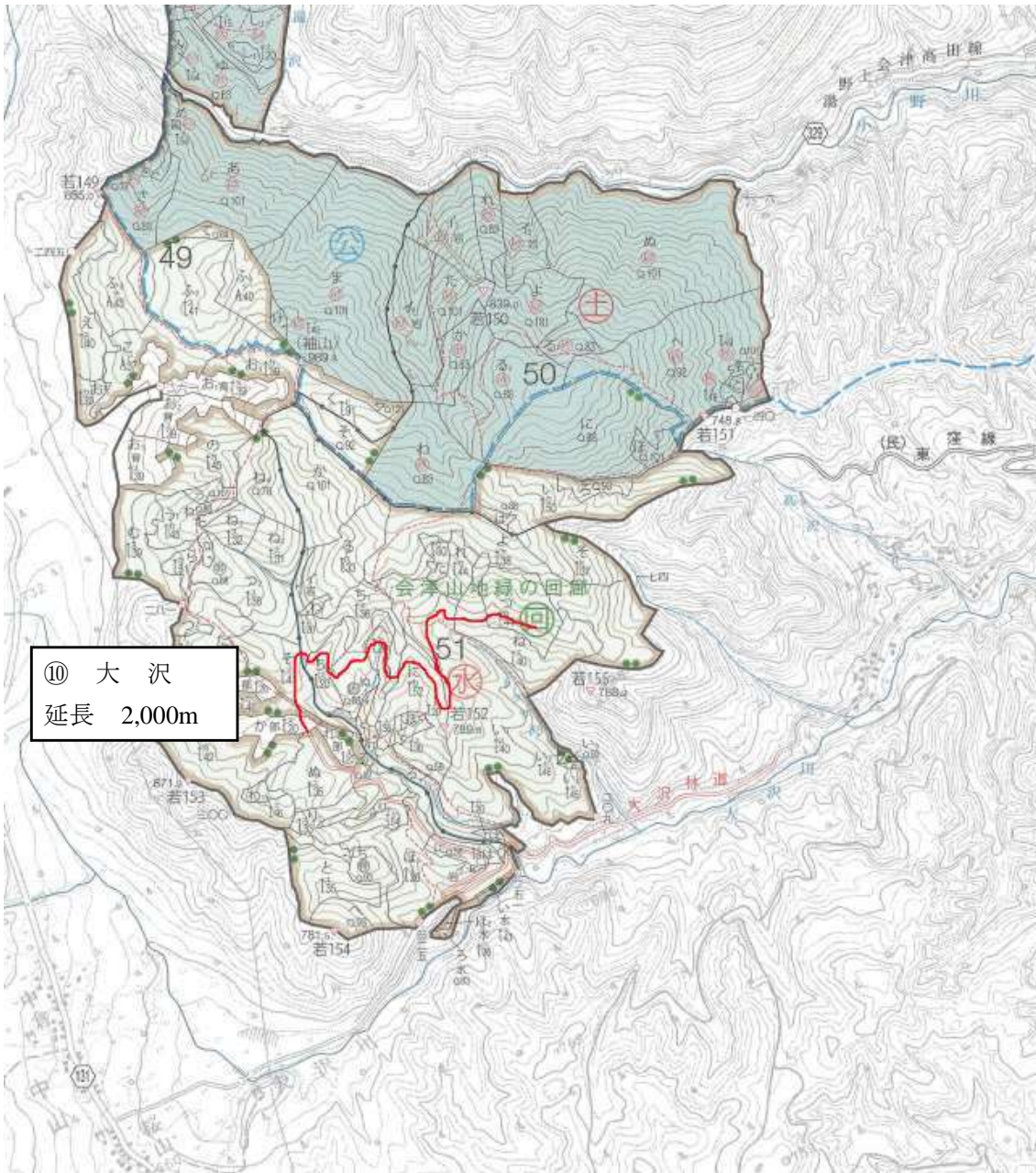
# 林業専用道(開設)計画位置図




凡 例	
	計画路線



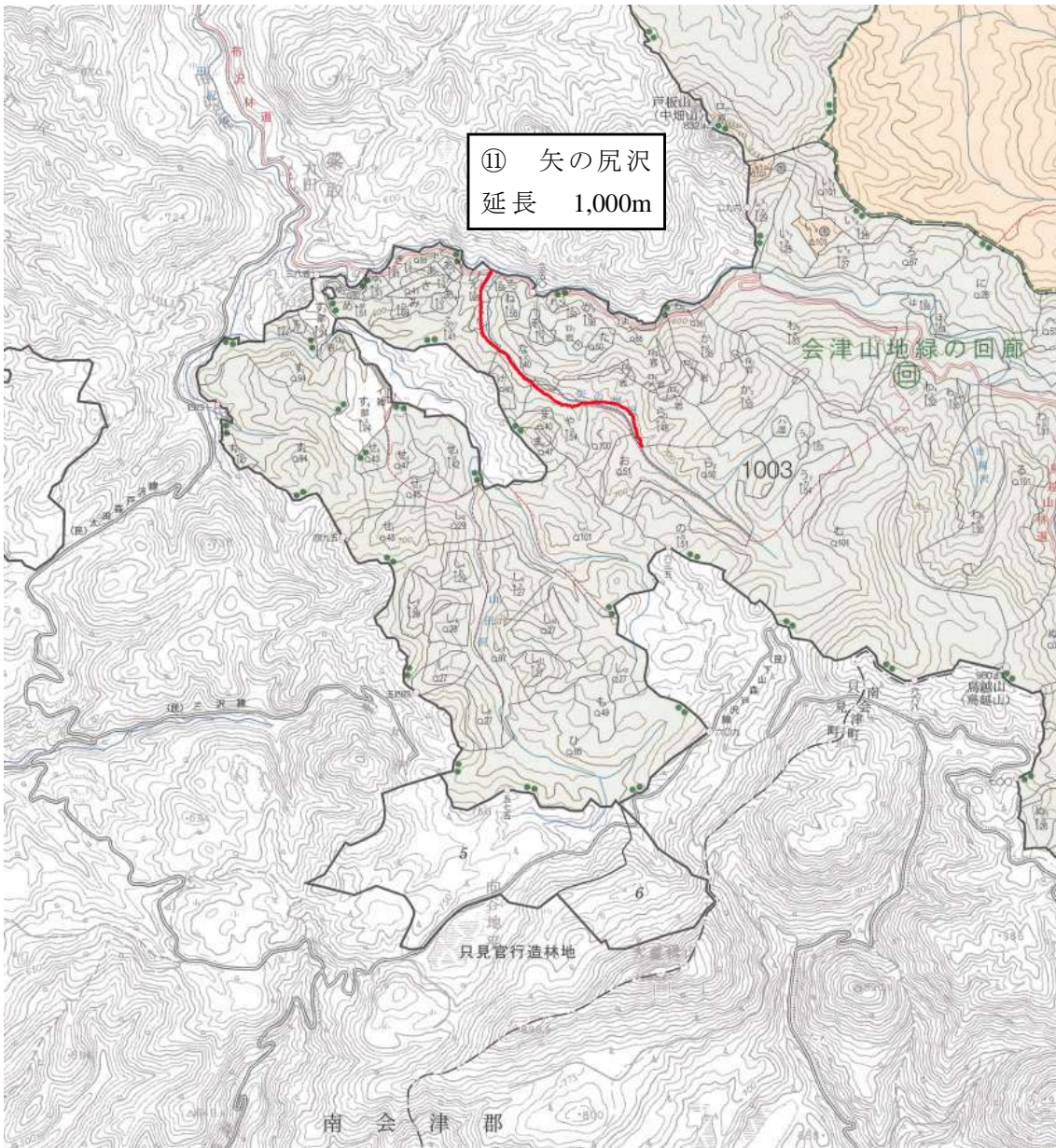
# 林業専用道(開設)計画位置図




凡 例	
	計画路線



# 林業専用道(開設)計画位置図



凡 例	
	計画路線